

広島県告示第七十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定によって、川尻港に係る港湾隣接地域の変更に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成二十八年二月十八日

川尻港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 期日

平成二十八年二月二十四日 午後二時

二 場所

呉市川尻町東一丁目一番二二号

川尻まちづくりセンター

三 変更しようとする地域

川尻港川尻地区